

名古屋市フリースクール等設置者補助金交付要綱

(趣旨)

第 1条 名古屋市フリースクール等支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第 5条 第 1号の別に定める補助を行うことによる支援（以下「補助事業」という。）における補助金（以下「本補助金」という。）の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成 17年名古屋市規則第 187号。以下「規則」という。）及び実施要綱の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第 2条 この要綱における用語の意義は、実施要綱第 3条の定めるところによる。

(フリースクール等)

第 3条 この要綱におけるフリースクール等とは、実施要綱第 4条の定めるところによる。

(補助対象者)

第 4条 本補助金の補助対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人（学校法人及び宗教法人を除く。）とする。

- (1) 法人の主たる事務所（以下「法人本部」という。）及びフリースクール等を運営する施設の所在地が名古屋市内であること。
- (2) 本事業に初めて交付申請を行う年度の 4月 1日時点で、1年以上のフリースクール等の運営実績を有していること。
- (3) 公租公課について未申告、滞納がないこと。

(補助対象施設)

第 5条 本補助金の補助対象施設は前条の補助対象者が運営するフリースクール等であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する施設とする。

- (1) 通所する不登校の児童生徒一人ひとりにつき、実施要綱第 6条のサポートプランを作成し、活用していること。
- (2) サポートプランについて、保護者の同意がある場合には、不登校の児童生徒の在籍校に 1年に 1回以上提供していること
- (3) 学校の課業時間に、原則として週 3日以上、1日あたりおおむね 6時間以上開所していること。
- (4) 不登校の児童生徒が複数名（運営主体の法人の役員、職員等の親族以外が半数以上を占めていることを要する。）通所していること。
- (5) フリースクール等の運営について、性暴力被害防止の取り組みを行っていること。
- (6) 本市が行う調査及び指導等を受け入れることができること。
- (7) フリースクール等の運営において、政治活動及び宗教活動を行わないこと。

(補助対象経費)

第6条 本補助金の補助対象経費は、フリースクール等が事業計画を実施するために必要な経費のうち、次に掲げるものとする。

(1) 別表に掲げる経費であり、本補助事業のために使用されたことを証明できる経費。

ただし、別表の「1サポートプランの作成等にかかる経費」の項目を申請せずに、「2安全体制整備費」以降の項目を申請することはできないものとする。

(2) 補助対象期間内に、履行(取得を含む。)及び支払いが完了した経費

(3) 総事業費から消費税及び地方消費税相当額を除いた経費

2 補助対象者は運営するフリースクール等のうち、1施設の経費に関してのみ申請をすることができる。

3 補助対象経費の算定につき必要な事項は別に定める。

(補助限度額及び補助率)

第7条 本補助金の補助限度額及び補助率は、別表のとおりとし、項目ごとに補助金額を算出し、予算の範囲内において交付する。ただし、他の団体等から補助金等を得た場合は、補助対象経費から当該補助金等を減じて得た額に該当の補助率を乗じ、補助限度額を上限として算出する。

2 前項において算出した補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(補助対象期間)

第8条 本補助金の補助対象期間は、交付申請を行う年度の4月1日から3月31日までとする。

(交付申請等)

第9条 本補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、名古屋市フリースクール等設置者補助金交付申請書(第1号様式)に事業計画書等の関係書類を添付して、本市に申請するものとする。

(交付申請受付開始日及び申請期限)

第10条 交付申請受付開始日及び申請期限は、市長が別に定める日とする。

(申請書等の点検及び不備の補正)

第11条 市長は、申請書等が提出されたときは、申請書等の有無、記載事項等について点検し、申請書等に不備があるときは、相当の期間を定めてその補正を命ずることができる。ただし、軽微な不備であって決定に影響のないものと認められるときは、市長は職権で補正することができる。

2 市長は、点検に当たって必要があると認める場合には、申請のあったフリースクール等に対し、申請内容に係る情報の提供を求めることができる。

(申請書の受理又は却下)

第12条 市長は、前条第 1項に規定する点検の結果により、その申請の受理又は却下を決定するものとする。この場合において、次に掲げる申請は却下するものとする。

- (1) 第 4条に定める補助対象者以外の者によって行われた申請
- (2) 第10条に定める当該年度の申請期限経過後に行われた申請
- (3) 前条第 1項に規定する補正命令に従わない申請

(交付決定)

第13条 市長は、申請を受理したときは、申請書等の内容の審査及び実地調査を経たうえで、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定した場合は、名古屋市フリースクール等設置者補助金交付決定通知書（第 2号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、不交付を決定した場合には、名古屋市フリースクール等設置者補助金不交付決定通知書（第 3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第14条 交付決定通知書を受領した者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前条第 1項の交付決定をした後に補助金の申請の取下げがあったときは、補助金の交付決定を取消し、補助事業者に対し、その旨を速やかに通知する。
- 3 前項の規定による補助金の交付決定の取消しの決定を受けた補助事業者が既に補助金の交付を受けている場合は、市長は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(申請事項の変更等)

第15条 補助事業者は、事業者又は対象施設の名称、代表者等を変更したときは、遅滞なく名古屋市フリースクール等設置者補助金変更報告書（第 4号様式）により市長に報告しなければならない。

(事業内容の変更等)

第16条 補助事業者は、補助事業の内容変更、中止又は廃止（以下「変更等」という。）をしようとするときは、あらかじめ名古屋市フリースクール等設置者補助金変更等承認申請書（第 5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合にはその内容を審査し、変更等を承認したときは名

古屋市フリースクール等設置者補助金変更等承認通知書（第 6号様式）により、変更等を承認しないときは名古屋市フリースクール等設置者補助金変更等不承認通知書（第 7号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

- 3 補助事業者は、中止した補助事業を再開しようとするときは、あらかじめ名古屋市フリースクール等設置者補助金再開承認申請書（第 8号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 市長は、前項の申請があった場合にはその内容を審査し、再開を承認したときは名古屋市フリースクール等設置者補助金再開承認通知書（第 9号様式）により、再開を承認しないときは名古屋市フリースクール等設置者補助金再開不承認通知書（第10号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（巡回指導）

第17条 市長は、補助対象施設内での不登校児童生徒の処遇、支援の質、施設の安全性について確認するため、交付決定後実績報告までに、補助対象施設に対して巡回指導を行うものとし、補助事業者はこれに応じなければならない。

- 2 補助事業者は、巡回指導において、改善指示等があった場合には、当該事項につき速やかに改善しなければならない。

（実績報告）

第18条 補助事業者は、市長が指定する期日までに、名古屋市フリースクール等設置者補助金実績報告書（第11号様式）に必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、対象経費の実支出額が別表に定める補助基準額を超えたとき、かつ、当該年度の巡回指導において適正に運営がなされているものと認められたとき以後（巡回指導における指導等につき改善が認められた場合を含む。）は、随時、実績報告書等を市長に提出することができる。

（補助金の額の確定）

第19条 市長は、前条に定める実績報告を受けた場合において、実績報告の審査及び必要に応じて行う調査等により、その報告内容が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、名古屋市フリースクール等設置者補助金交付額確定通知書（第12号様式）により、補助事業者に通知する。

（補助金の請求及び支払）

第20条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額の確定の通知を受けたときは、名古屋市フリースクール等設置者補助金請求書（第13号様式）を、速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求があった場合、その内容を適当と認めたときは速やかに補助金を

支払うものとする。

(調査等)

第21条 市長は、補助事業者に対し、補助事業の運営状況及び経費の収支等について、必要と認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員にその施設等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(交付決定の取消し)

第22条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき又はこれに基づく指示を守らないとき

(2) 補助金の交付の内容又はこれに付した条件に違反したとき

(3) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき

(4) 補助金を本事業以外の用途に使用したとき

(5) 本市が行う指導及び調査等に応じない、又は改善指示に従わないとき

(6) 第16条第1項及び第2項に定める手続によらずに、本事業を中止又は廃止したとき。

(7) その他不適切な施設運営など補助金の交付決定を取消し、又は補助金を返還させることが適当と認められるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、名古屋市フリースクール等設置者補助金交付決定取消通知書(第14号様式)により、補助事業者に通知する。

3 前2項の規定は、補助金の額の確定後及び補助金の交付後においても適用する。

(補助金の返還)

第23条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関しすでに補助金が交付されているときは、期限を定めて補助事業者に対しその返還を命ずるものとする。

(財産の管理)

第24条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、取得財産等管理台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。また、補助金の交付決定に係る補助対象期間が終了した後もその取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第25条 補助事業者は、第13条第1項の規定に基づく交付の決定によって生じる権利の全部又は一部を市長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(関係書類の整備)

第26条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の関係書類を整備し、補助金を受けた年度の終了後、5年間保存するものとする。

(その他)

第27条 この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

【別表（第6条第1項及び第7条第1項関係）】

項目	補助対象経費	補助率	補助限度額
1 サポートプランの作成等にかかる経費	<p>下記対象業務のいずれかに従事する職員等に対する人件費、又は下記対象業務のいずれかに関する経費（物件費等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象業務 ア サポートプランの作成（不登校の児童生徒・保護者との意見交換、在籍校との情報共有を含む。） イ 作成したサポートプランに基づく不登校の児童生徒への支援等 ウ その他、ア及びイの実施に当たって必要となる保護者及び在籍校、地域の関係機関等との連携及び調整 	10/10	2,073,000円
2 安全体制整備費	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の安全性向上に資する設備の設置費等であって、防犯対策、事故防止に係る費用 ・性暴力防止の取り組みに要する費用 	1/2	500,000円
3 安全体制管理費	施設の安全性向上に資する経常的経費であって、防犯対策システム費用及び防災対策に要する費用	1/2	サポートプラン作成児童生徒1人あたり25,000円（1施設当たり675,000円を限度額とする。）
4 子どもの体験活動費	子どもの体験活動を実施する際の物件費、利用料、講師招聘費等の支援の充実に係る経費	1/2	サポートプラン作成児童生徒1人あたり25,000円（1施設当たり675,000円を限度額とする。）
5 資質向上支援費	スタッフの支援力向上や支援の質の向上に資する図書購入費及び「6 資格取得支援費」に該当しない研修費用	1/2	50,000円
6 資格取得支援費	スタッフの支援力向上に資する資格の取得又は更新に向けた講座の受講料	1/2	125,000円
7 サテライト加算	月に1回以上、平日日中に、フリースクール等を実施する施設以外のサテライト会場において、地域と連携して不登校児童生徒の居場所づくりを行うことに係る経費	10/10	100,000円